

## 非常通信協力会のめざすもの

アマチュア無線による非常通信は、台風などの被害把握や山での遭難時などに使用され時々、TV、新聞で報道されて来ました。

阪神淡路大震災では全ての通信網が断たれ又、広範囲・長期間でアマチュア無線は当日から非常無線を開始をしたものの受け手がなく苦労したようであります。

JARLの対応も素速く、翌日には200台のハンディ機を準備し即日免許交付を受け8J3AAA～のコールサインで人命救助、避難場所間の連絡に活躍致しました。

私たちもボランティアとしての非常通信の位置付けを再確認しましょう。

### (非常通信の位置付け)

電波法では、目的外使用とし法第52条で、『免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない』とあり、この中に

・非常通信(地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。)

と定められております。

### (報告等)

・非常通信を行った場合には、総務省令で定める手続きにより、総務大臣に報告しなければなりません。

### (前置符号)

・非常通信を行うときには呼出し又は応答は「050」(非常)3回を前置して行う。

### (「非常」を受信した場合の措置)

・非常呼出を受信した無線局は、応答する場合を除く外、混信を与えるおそれのある電波の発射を停止して傍受(ワッチ)しなければなりません。

### (災害時のボランティア連携の形態)

・総会参考資料の富士市災害ボランティア活動システム 参照

これは、国 県 市と連携がとられているシステムの富士市のボランティアの形態図です

### (被災時のニーズは時間と共に変化している)

・阪神淡路大震災の際のニーズの変化と対応 参照

#### 1 災害発生直後は (身近な情報を正確に災害対策本部へ)

- ・自分の家の周囲の被災状況を災害対策本部内の役所アマ無線クラブに連絡
- ・人命救助など人の生命にかかわることを優先する
- ・物的被害等はSSTV、ATVなどの設備のある方は画像で

#### 2 2～3日経過 (他のボランティア団体との連携が生じる)

- ・被災者は大方避難場所でするので避難場所からの通信を行う
- ・ボランティアセンターが開設され、避難場所 ボランティアセンター 災害対策本部間の通信になる (救援物資、避難場所での必要事項の通信・報告が主)
- ・被害状況の収集のため被害場所に出かけて通信を行う (SSTV、ATVなどを併用し状況を報告する)

#### 3 数日経過 (非常通信の回数は徐々に減少する)

- ・ボランティアセンターが開設され、避難場所 ボランティアセンター 災害対策本部間の通信になる (救援物資、避難場所での必要事項の通信・報告が主)